④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑬　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑭　本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑮　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

⑯　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑰　本工事は、賃上げの実施を表明した企業を評価する工事である。

⑱　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑲　本工事は、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払い限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⑿の全ての資格要件を満足するものとする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における令和７・８年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「電気工事」の認定を受けている者であること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　施工実績

①　平成23年度以降（過去15年間）に元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、②に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

なお、「自ら製作」とは、その設備の主要装置・機器について設計、製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備全般のシステム設計を自社で行う一方、設備を構成する一部装置・機器について仕様を示して他社に外注する場合（委託生産、ＯＥＭ生産）も自社製品として扱う。

②　同種工事とは、「受電設備工事」又は「変電設備工事」とし、規模は問わないものとする。

なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作時及び現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えない。

①　監理技術者にあっては、次のいずれかの資格を有すること。

ア　１級電気工事施工管理技士

イ　技術士（電気電子部門、建設部門、総合技術監理部門（電気電子、建設））

ウ　国土交通大臣認定者

②　主任技術者にあっては、上記２⑸①に掲げる資格をいずれも有しない場合には、次の資格又は実務経験を有すること。

ア　２級電気工事施工管理技士

イ　第１種電気工事士

ウ　第２種電気工事士（資格者証交付後、電気工事の実務経験３年以上）

エ　電気主任技術者（第１種、第２種又は第３種）（資格者証交付後、電気工事の実務経験５年以上）

オ　建築設備士、計装士（資格を有した後電気工事の実務経験１年以上）※１

カ　基幹技能者（登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者）

キ　指定学科（電気工学又は電気通信工学に関する学科）を卒業後、「高等学校（旧制実業高校を含む）」５年以上、「高等専門学校（旧制専門学校を含む）」３年以上、「大学（旧制大学を含む）」３年以上の電気工事の実務経験を有する者

ク　10年以上の電気工事の実務経験を有する者

※１　建築設備士：建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。

計装士：建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装技術審査が該当。

③　平成23年度以降（過去15年間）に次の同種工事の施工経験を有する者

ア　同種工事とは、「受電設備工事」又は「変電設備工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が入札説明書に記載する点数未満のものを除く。

イ　施工経験は、工場製作、現場据付のいずれかの施工経験のみでも可とする。

ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、工場製作又は現場据付の施工期間の１／２以上又は１年以上の期間の経験を有していること。

なお、施工期間とは、工場製作時にあっては、契約工期のうち工事の着手日から現場施工の開始日までをいう。

現場据付時にあっては、契約工期のうち現場施工に着手するまでの準備期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　現場据付に係る技術者においては、令和10年８月17日より、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に従い工事現場への配置が可能である者であること。

なお、主任技術者にあっては、本工事を含め入札説明書に示す工事と最大２件まで兼務することが可能である。

⑥　工場製作にかかる技術者については、選任し配置するものとするが、工場製作段階では、本工事に対する専任での配置を要しない。

また、他工事にかかる製作と一元的な管理体制で製作を行うことが可能である場合は、同一の配置予定技術者がこれらの製作を一括管理することができる。

なお、製作を一元的な管理体制（ＩＳＯ9001認定取得業者）のもとで行う場合は、工場製作にかかる技術者には上記２⑸③の施工経験を問わない。

⑹　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサポート組織を含む。）に設備、製品に対する保守サービス体制が整備され、「新潟県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等を有していること。

⑺　入札説明書に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

⑻　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。